



## みどりの活動員制度について

### 1. みどりの活動員制度の目的と概要

この制度は、港区みどりを守る条例第20条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及啓発活動を支援する制度です。区は、活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

### 2. みどりの活動員及びみどりの活動団体の認定要件

- ①区内に居住し、勤務し、又は在学している満20歳以上の者であること。
- ②個人又は団体として、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動を積極的かつ継続的に行う意思があること。

### 3. みどりの活動員等の活動内容

みどりの活動員等は、区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として、次の活動を行ないます。

① 区のみどりに関する事業への参加、協働及び情報提供活動

② みどりの保全及び維持  
管理に関する自主活動  
(緑地、ビオトープの維持管理活動)

③ みどりの保全及び創出に関する  
知識の普及啓発のための自主活動  
(みどりに関する学習会、イベント活動)

④ みどりに関する知識及び技能の向上を目的とした研修会等への参加 (区が主催する研修会等への参加)

⑤ 連絡会議への出席及び自主活動の報告

### 4. 区の活動支援の概要

- ①公益性の高いみどりに関する自主活動への支援は、維持管理活動に必要な用具の貸与と資材等物品の支給、助成金の交付を1団体年間20万円を限度に、3年を限度として行います。
- ②みどりの活動団体等の活動内容や連絡先等の情報は、認定の期間中継続して、港区のホームページ等に掲載し紹介します。
- ③知識及び技能の向上を目的とした研修会の実施、技術指導等を隨時行います。

### 5. アドプト制度との関係

- ①国、東京都及び港区との協定(アドプト協定)に基づく、道路・公園等の維持管理活動は、認定の対象外です。
- ②協定を結んでいる団体が、アドプト協定の対象とならない活動(知識の普及啓発活動など)を行なう場合は、一般の団体と同様に扱います。

### 6. 支援・助成の対象となる活動 公益性の高いみどりの保全と創出に関する自主活動

- ①既存緑地の保全及び維持管理を目的とした自主活動
  - ▶緑地(樹木被覆地、芝生地、花壇等)の維持管理活動
  - ▶ビオトープの維持管理活動
    - 樹木の剪定、地被植物の刈り込み、草刈、落ち葉のリサイクル、花壇等の維持管理、  
ビオトープの維持管理活動
- ②みどりの保全及び創出に関する知識の普及及び啓発活動
  - ▶緑地及びビオトープの維持管理に関する講習会
  - ▶みどりの保全及び創出に関する学習会、観察会
  - ▶みどりの保全及び創出に関する普及啓発イベント、みどりのバザー、みどりのフリーマーケット、パネル展示
  - ▶みどりの保全及び創出に関する普及及び啓発用印刷物の作成と配布、公園の生きもの図鑑、みどりのパンフレットの作成・配布
  - ▶みどりの保全及び創出に関する調査及び結果の公表、公園緑地・学校・地域の生きもの調査と結果の公表  
(資料展示、パンフレット作成配布、ブログ掲載)
  - ▶その他みどりの保全及び創出に関する知識の普及及び啓発活動、観察会・学習会の開催、緑と生きものに関する出前講座の実施

### 7. 助成の対象となる経費

- ①維持管理用具、資材等の購入費用

例 せん定・刈込み用具、清掃用具、ビオトープ管理用資材、草花苗、花壇管理用資材

- ②周知のためのチラシ等の印刷費用、教材及び資料の作成費用
- ③講師の派遣費用、保険料
- ④イベント等開催のための会場の借上、設営等の費用
- ⑤調査結果等の公表のための費用

